

令和5年度第14回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月27日(水)午後1時30分開会
(2) 場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

- (1) 現在総数 14人

- (2) 出席委員 12人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
谷野保博	山崎勝喜	北尻芳孝
奥野正作	田中正剛	松本智恵子

- (3) 欠席委員 2人

霜野市和 田中宏

- (4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	高岡一平	松下孝彦
岸田勝夫	田中利幸	岡所次郎
北條一宜	登り山正嗣	

- (5) 農地利用最適化推進委員の欠席 2人

中尾美昭 塔本順一

3 議事説明員

農業委員会事務局	事務局長	小走伸吾
	事務局次長	河辺眞佐彦
	主幹	西本和子

4 付議事項

議案第73号 令和6年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第74号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

議案第75号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 これより、令和5年度第14回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において、谷野保博委員、山崎 勝喜委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員のご報告をいたします。委員14人中、現在議場に在席する委員は12人です。なお、霜野市和委員、田中宏委員から欠席の届出がされております。また、農地利用最適化推進委員11人の出席をいただいております。以上、ご報告いたします。

議長 それではこれより、議事に入ります。本日の案件は、議案第73号「令和6年度堺市農業委員会事業計画の決定について」から議案第75号「事務局職員の人事発令について」までの、3件であります。

それでは、議案第73号「令和6年度堺市農業委員会事業計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第73号「令和6年度堺市農業委員会事業計画の決定について」をご説明いたします。

本議案の計画の内容は、令和6年3月7日に開催いたしました令和5年度第2回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

別紙1の「令和6年度 事業計画 (案)」と、別紙1-2の、「事業計画案 比較表」を併せてご参照ください。

本計画は、大きな項目として1から4までの項目建てをしており、1ページには、1. 法令事務の適正な執行等

3ページには、2. 農地等の利用の最適化の推進等

5ページには、3. その他の活動

6ページには、4. 会議関係を記載し、令和5年度計画同様の構成となっております。

内容の大きな方向性としては、令和5年度と同様となっておりますが、一部変更及び追加の提案項目がございますので、説明させていただきます。令和5年度からの変更内容については、比較表も併せてご覧ください。

それでは、まず別紙1の1ページをご覧ください。

「1 農地の利用調整」でございますが、農業委員会での「許可・不許可処分」に加え、地域計画の目標地図素案についての文言を追加しました。それに伴い、(1)～(4)については許可処分の列記内容ということで、タイトル【許可処分等】の文言を追記しました。さらに、(4)の農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法において廃止された制度の経過措置として残っているものですので、「(旧)」という文言を追加しました。

次に、2ページをご覧ください。最後の項目9土砂による土地の埋立て等への対応ですが、法改正により、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に名称変更のうえ改正されたこと、また「大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例」が廃止されるため、その形での修正をしております。

次に、3ページをご覧ください。半分より下の2農地の流動化促進でございますが、地域計画に関する文言を追加し、また担い手については「多様な担い手」と修正しました。また、農用地利用集積計画制度については、法改正により廃止され、令和6年度末までの経過措置となったため、その措置に応じた文言修正をおこないました。

次に、4ページをご覧ください。6行目の大阪府準農家制度ですが、令和6年10月をもって廃止することとなりましたので、その旨の文言を追加しております。

なお、1～3の内容である（遊休農地の解消、農地の利用集積、新規参入の促進）の目標数値については、国通知指定の様式で求められる、令和6年度の最適化活動の成果目標や、堺市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をもって成果目標とすること、と記述しております。

次に、5ページ 3その他の活動 をご覧ください。一番下の項目5「女性委員の比率増に向けた意識共有」につきまして、令和5年度7月の新体制から、国の第5次男女共同参画基本計画で謳われている女性農業委員の登用率20%を達成しましたので、次の目標である30%の目標について言及し、今後情報収集や、研修による意識共有を行うこと、また女性委員の交流会の開催などについて関係機関に働きかけることについて記載しております。

令和6年度事業計画に関する、修正・追加の提案項目は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第74号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第74号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」をご説明いたします。

本議案の目標内容は、令和6年3月7日に開催いたしました令和5年度第2回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月25日付け、3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の令和4年4月1日付け施行により、従来、農業委員会で「農業委員会活動の点検・評価」としていた旧・同課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」が廃止され、令和4年度から、新様式により、農業委員会の活動目標設定や、活動実施状況の公表が求められることとなりました。令和5年度は2年目の取組となりますが、この通知では、委員の活動記録簿等により農業委員会の活動をさらに「見える化」し、また、目標については、「活動目標」と「成果目標」を明確に分けて、それぞれの実績を評価する趣旨となっています。

また、この通知においては、目標を「3月末までに決定し」「4月末までに公表する」と決められており、次年度が始まるまでに目標を設定しなければならないものとなっています。つまり、3月最終までの農業委員会活動実績数値を確認できない状態で、

次年度の目標を設定することになります。

それでは、別紙2の、「堺市農業委員会 令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。「1最適化活動の成果目標案」ですが、(1)農地の集積について、令和6年度の新規集積面積目標を3haとしております。これは非担い手から認定農業者等の担い手に集積した面積に限ります。なお、令和5年度の新規集積面積の実績見込は、1.2haです。前年度の実績は低くなる見込ですが、例年の目標を勘案し、目標を3haとさせていただきます。表の1段目、農地の集積の目標年度と、集積率ですが、農林水産省通知の指示内容に基づき、先般、農業委員会として同意した堺市農業経営基盤強化促進基本構想(以下、基本構想と言います)の目標と同じく、令和15年までに「36%」と入れる必要があるため、その数値を記載しております。表2段目右側の「農地面積」は、基本構想の定義による現時点での面積を記入しております。

ここで、表の1段目に戻りまして、集積率の「36%」は、担い手への集積率となりますが、この担い手の中には、基本構想において含まれている「大阪版認定農業者」を含むことができません。担い手としての認定農業者には、国版の認定農業者のみ算定することとなります。そのため、実質的に、基本構想よりも高い目標値となります。達成目標としては困難と思われませんが、国通知の指示内容により、目標として、当てはめの形で目標数値を入れることとなります。

表の一番下の、今年度末の集積面積ですが、「今年度末」とは令和6年度末となります。集積面積は164ha、目標を16パーセントとしております。

イメージとしては、現状約14パーセントに、毎年2パーセント程度積み上げ、10年間で36%に近づける、という考え方と

なります。

次に、(2) 遊休農地の解消についてですが、令和3年度の緑区分の遊休農地を5年間で解消しなければならないというのが国通知の目標ですが、堺市の場合は令和3年度末が5haであったため、1年あたり1haの解消としております。ただし、新規発生した緑区分の遊休農地が0.2ha発生しているため、今後はこの解消も併せて行う、という目標になります。

裏面(3) 新規参入の促進については、農地所有者から、新規参入者へ貸付けてもよい、という同意を取り付けた農地の面積目標であり、直近3年の農地の権利移動面積の平均の1割以上となっているため、平均値の1割の3.2haとしました。

次に、2 最適化活動の活動目標について、ご説明します。最適化活動を行う委員は、中立委員を除く農業委員、推進委員全員と位置づけており、国通知上、「推進委員等」という言葉でまとめられていますが、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標の中で、推進委員等お一人あたりの活動日数の目標は、令和5年度と同様、8日としております。

(2) 活動強化月間の設定目標について、ご説明します。活動強化月間の設定回数は、3回以上設定する必要がありますので、3回としており、前年度同様7月、8月、9月とし、遊休農地の解消に関する項目で設定しており、令和5年度と同様としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、国通知では1名以上の目標が求められており、令和5年度の実績では農業祭に約半数の14人の委員に参加をいただきましたので、実績に基づき令和6年度も14人(予定)として目標を設定させていただきました。

以上で、令和6年度の最適化活動の目標の設定についての案

の説明を終わらせていただきます。

なお、本議案である目標の設定についてはこの場でご審議いただき、「4月末までに」公表すべきものとして、3月までの実績を、事務局で4月1日以降に調査確認のうえ、ただいまご審議いただく目標の設定と実績を指定の様式に記載し、昨年度同様、事務局長専決をおこない、事務局で公表手続きをおこなうことといたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第75号「事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第75号「事務局職員の人事発令について」をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第26条において、「職員は農業委員会が任免する。」と規定されているため、議案として次のとおり、決定を求めるものです。

なお、付議案件綴にある「議案第75号」については、あらたに発令予定の者で、氏名が判明しているもののみ記載しておりますので、ご了承ください。

それでは、令和6年3月31日付けの退任、また令和6年4月1日付けの転出等及び発令予定について

説明いたします。

まず、3月31日付け退職又は任期満了のため事務局を退任する者は、事務局次長河辺眞佐彦と事務局主幹西本和子、会計年度任用OB職員笠谷実の3人です。

4月1日付け異動のため事務局から転出する者は、久田かすみの1人です。農水産課の上山由佑子は、農業委員会事務局職員の兼務を解くものとなります。

4月1日付けで新たに事務局職員に加わる予定の者についてご説明いたします。

まず農地課との兼務者から説明いたします。農地課長及び農業委員会事務局次長を兼務する左手憲一、農地課課長補佐と農業委員会事務局主幹を兼務する長野諭、農地課事務職員と農業委員会事務職員を兼務する新規採用者、農地課及び農業委員会事務局を兼務する暫定再任用職員として新たに任用する藤本勝の4人です。

次に、農水産課との兼務者について説明いたします。農水産課主幹と農業委員会事務局主幹を兼務する北野正弘、農水産課主幹と農業委員会事務局主幹を兼務する川口智永、農水産課事務職員と農業委員会事務局事務職員を兼務する新規採用者の3人です。

2人の新規採用者につきましては、令和6年4月1日の堺市での発令時に氏名が判明いたしますので、やむをえず、4月4日の総会において報告案件として付議する予定でございます。

次に、現任の農業委員会事務局職員についてご説明いたします。小走伸吾、山本幸夫、佐藤真司、堂田久美子、八木祐樹、山崎理恵、小嶋絵理、坂口雅実及び村上菜保は、引き続き農業委員会事務局職員として勤務し、役職等についても特に変更はございません。ま

た、引き続き農地課又は農水産課の職員を兼務いたします。

最後に、会計年度任用職員についてご説明します。会計年度任用職員は年度毎の任用となるため、令和6年度からの、改めての任用が必要になります。

中田康信、納谷元起及び増尾啓明を、令和5年度に引き続き、会計年度任用（OB）職員として任用予定です。

また、森田美穂を会計年度任用職員として引き続き任用予定です。

なお、ただ今名前を読み上げた会計年度任用（OB）職員及び会計年度任用職員は、農地課職員を兼務し、任用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなる予定です。

以上の人事発令に基づく、令和6年度の職員体制表については、4月の総会でお配りさせていただきます。

「議案第75号事務局職員の人事発令について」の説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

質疑・ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に付議されました案件は、議了いたしました。

それでは、これをもちまして 令和5年度第14回総会を

閉会いたします。(閉会宣言 午後2時10分)

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○ 議案第73号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第74号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第75号	原案のとおり可決	全会一致

署名

会長 水尻芳春

委員 ^{谷野委員} 谷野保博

委員 ^{山崎委員} 山崎勝喜